令和6年度 外国人留学生等マッチング支援事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 外国人留学生等マッチング支援事業委託業務

2 本事業の趣旨・目的

我が国の生産年齢人口が減少する中、大阪の持続的成長に取り組むためには、高度人材を含む、労働力の確保は不可避。とりわけ、大阪においては、2025年大阪・関西万博を控え、建設業や宿泊・飲食等のインバウンド関連業等、幅広い分野での人材不足解消も急務となっている。

大阪が労働力を確保していく上で、生産性向上や国内人材確保の取組みに加え、外国人材を獲得していくことが求められており、外国人留学生(以下「留学生」という。)の活用は有力な手段のひとつと考えている。

しかしながら、実際には、留学生のうち一定数が卒業後に府外・国外で就職、進学しているほか、どちらに も至らず日本での就職活動の継続に至っているなど、「高度人材のたまご」である留学生を十分活用できて いるとはいえない状況にあることから、日本での就職を希望している留学生を確実に大阪に取り込んでいくこ とが必要である。

また、府内企業においても、外国人材の受入れを検討しているものの、採用に際しての不安やノウハウの不足などから実際の採用には結びついていない。一方で、すでに外国人材を雇用している企業の多くは外国人材の採用を「拡大」又は「現状維持」と考えているというアンケート結果もあり、「最初の一歩」を踏み出すことで、府内企業における外国人材の受入れ拡大につながる可能性は高い。

一方、外国人材の離職率は日本人に比べ高い傾向にあり、入社後1年未満の離職率は日本人が約1割のところ、外国人材は約3割にものぼるというアンケート結果もある。採用後すぐのタイミングから定着に向けた対応を講じることで、早期離職を予防するとともに、外国人材が府内企業においてキャリアを築き、活躍してくれることを期待できる。

そこで、府では、「外国人留学生等マッチング支援事業」において、日本での就職を希望する留学生や海外の外国人材等を対象に、オンラインマッチングシステム等を活用して府内企業との就職マッチング(以下「マッチング」という。)の機会を提供するとともに、府内企業の採用者に対して交流会の開催を通じたコミュニティ形成支援等のフォローアップを実施することで定着を図り、大阪の成長・飛躍を支える外国人材の受入れ促進を図る。

3 履行期間

令和6年4月下旬(予定)から令和7年3月31日まで

4 履行場所

大阪府が指定する場所

5 委託金額の上限額

57,761,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)

6 業務内容及び提案事項等

事業目標を実現するために、日本での就職を希望する留学生等と府内企業にオンラインマッチングシステム等を活用してマッチングの機会を提供するとともに、府内企業に採用された留学生等の定着が進むよう必要なフォローアップを行う。

【事業の対象】

- 〇府内企業
 - ・府内に本社又は事業所のある企業(企業規模は問わない)
- 〇外国人材 · 留学生等
 - ・留学生および国内に在住する留学生以外の外国人材
 - ※「留学生」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める、①「留学」の在留資格(いわゆる「留学ビザ」)により、日本の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、日本の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生。
 - ※留学生以外の外国人材は、在学中か既卒者かの別を把握すること。
 - ・「令和6年度海外人材アプローチ支援事業」に参加する海外の外国人材(海外人材)

【参考】

「令和6年度海外人材アプローチ支援事業」(「令和6年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業)

公益財団法人大阪産業局が設置する海外拠点(インド・インドネシア・タイ・中国・ベトナム・ミャンマー) を活用し、現地の外国人材(海外人材)に対し、府内の中小企業が自社の魅力をPRする場としてオンラインによる企業説明会を開催する。

<イメージ図>



【事業目標】

指標		目標数
事業目標(成果指標)	府内企業に就職する留学生等	200 人

<留意事項>

・「就職」とは、本事業で実施するマッチングの取組みを通じて、府内企業に正社員として採用されることを指す。

- ・事業目標に計上することができる「府内企業に就職する留学生等」とは、令和7年3月末日までに就職する者及び令和7年3月末日までに内定通知を受け、令和8年3月末日までに就職する意思がある者をいう。
- ※「留学生」については、原則、令和7年3月末までに大学等を卒業見込みの者とする。
- ※「海外人材アプローチ支援事業」により本事業に参加した者は対象外とする。

なお、実施にあたっては、受注者のネットワークやリソースなどを最大限活用するとともに、公益財団法人 大阪産業局が実施する「外国人材マッチングプラットフォーム運営事業(大阪府委託事業)」及び「海外人 材アプローチ支援事業」、その他の大阪府関連施策等の受注者と適宜連携すること。また、大阪府と協議・ 修正を繰り返しながら遂行すること。

※提案事項1~9について提案すること。

各提案については、原則として項目ごとに提案することとするが、一連の企画として複数の項目をまとめて提案する場合は、どの項目に対する提案か分かるように明示すること。

<留意事項>

- ・本事業は、大阪府が令和5年度に実施している「外国人材受入加速化支援事業」と異なる以下の特徴がある。提案にあたっては、こうした特徴を十分に踏まえ、(2)①~⑦の業務によって府内企業の外国人材の受入促進に最も効果を発揮する企画を提案すること。
 - ○国内の外国人留学生等だけでなく海外人材という就職環境が異なる人材も府内企業の採用に結びつける
 - ○採用だけに留まらず、採用後の定着まで見据えた一貫したマッチング支援を行う
 - ※本事業では、採用された府内企業において少なくとも1年以上継続就業することを「定着」と する。

(1) 実施スケジュール及び運営体制

本委託業務を遂行するために必要な運営体制を構築すること。なお、運営にあたっては、業務全体を管理するマネージャーを1名配置すること。当該マネージャーは、外国人材の職業紹介や採用の業務に3年以上従事した経験を有することとし、この他従事するスタッフについても、本委託業務を遂行するにあたって必要な知識や十分な経験を有すること。

<留意事項>

- ・府内に運営拠点(業務履行場所)を設置すること。但し、常駐する必要はない。
- ・本業務開始後、大阪府との調整等に対応するため、必ず連絡が取れるようにするとともに、事業参加者からの問合せに対応できる体制を構築すること。

【提案事項1】実施スケジュール

・実施スケジュールは、府内企業の採用動向や留学生等の就職活動スケジュール等を踏まえ提案すること。

【提案事項2】 運営体制

・本業務を遂行するための運営体制について具体的に示すこと(各業務に従事するスタッフや人材コンサルタントの人数・役割分担など)。

(2) 業務内容

① 事業周知及び参加者登録の促進

府内企業及び留学生等の双方に対し本事業を周知し、参加者登録を促すこと。

<留意事項>

- ・府内企業の登録にあたっては、労働関係法令の違反がないことを確認すること。
- ・業務全般を通じて、留学生等への情報発信にあたっては、英語等又はやさしい日本語を用いる等、 情報の伝達方法を工夫すること。

【提案事項3】事業周知及び参加者登録の促進

・より多くの府内企業及び留学生等の参加につながるよう、府内企業、留学生等それぞれに対する効果的な事業周知方法(「いつ」「どこに対して」「どのように」)とそれにより期待される登録数を具体的に提案すること。なお、連携先となる関係機関、受注者のネットワークやリソースなどを示すこと。

② オンラインマッチングシステムの運用

本事業の参加者が登録・利用するオンラインマッチングシステム(既存システムの活用も可)を適切に運用すること。

登録にあたっては、基本情報(各参加企業及び各留学生等の属性等)だけでなく、採用につながるために必要となる情報(希望業種・職種、採用を希望する人物像〈府内企業向け〉、希望する就職先〈留学生等向け〉など)を十分に聴取すること。

登録時に収集した情報に加え、本事業において実施したイベント等への参加履歴、カウンセリング記録、 内定を受けた企業、採用後に予定している在留資格などをデータベース化して把握・管理すること。

また、本事業で実施するマッチングの取組みを通じて府内企業から内定を得た留学生等の内定状況(内定企業・採用業種・採用時期等)について随時確認して把握すること。

なお、参加者情報(府内企業・留学生等とも)は個人情報として適切に管理するほか、大阪府からの求めに応じてリスト化して情報共有を図ること。(※業務終了時の業務報告においても概要をとりまとめることを想定している)。

<留意事項>

- ・「海外人材アプローチ支援事業」に参加する海外人材の登録に備え、オンラインマッチングシステムは英語対応していること。
- ・登録にあたって、「海外人材アプローチ支援事業」に参加する海外人材と、それ以外の参加者を判別できるようにすること。
- ・オンラインマッチングシステムを活用し、参加者(府内企業・留学生等とも)と個別に連絡できる体制を整備すること。(システム機能の活用等)

【提案事項4】オンラインマッチングシステムの運用

- ・本事業で使用するオンラインマッチングシステムの機能等のイメージを具体的に提案すること。(参加者との連絡方法についても具体的に提示すること。)
- ・本事業への参加者登録の実施手法を具体的に提示すること(府内企業、留学生等それぞれ/web 登録又は対面登録、登録時のカウンセリングの有無、参加者のニーズの聴取方法・内容、求める登録情報(カルテイメージ)など)。なお、業務の進捗により更新していく項目がある場合は、更新後のイメージがわかるよう提示すること。
- ・参加者の内定状況の確認・把握方法について具体的に提示すること(実施の方法や確認時期、頻度など)。

③ 府内企業と留学生等のマッチングの取組み

オンラインマッチングや合同企業説明会・個別面接会等のマッチングの取組みを企画・実施するとともに、 実施の前後においても、採用決定につながるための取組みを行うこと。

※本業務では、合同企業説明会等を企画・実施し、参加を呼び掛けるだけでなく、府内企業や留学生等に対してコンサルテーション等を行い、留学生等の府内企業への就職につなげることを求めている。例えば、合同企業説明会等の実施前後にニーズの聞き取りや今後の進め方の提案を行うこと、参加者のニーズを踏まえて個別面接会の企画・実施に反映させることなど、採用決定につながるために必要な支援を実施することを想定している。

ア 合同企業説明会等の企画・実施

- ・本事業の参加企業及び参加留学生等を対象とする合同企業説明会や個別面接会等(以下「合同企業説明会等」という。)を企画・実施する。
- ・なお、多くの留学生等の参加が得られるよう、開催内容を工夫するとともに、十分な広報を行うこと。

<留意事項>

- ・合同企業説明会等の参加費は、府内企業、留学生等ともに原則無料とする【7(2)参照】。
- ・合同企業説明会等にはできるだけ多種多様な業種の企業が参加することが望ましいが、参加する留学生等のニーズを踏まえ、特定業種の合同企業説明会等を実施しても構わない。
- ・大学等と連携して実施する場合は、可能な限り他校の留学生も参加可能とすること。

【提案事項5】マッチングの取組み(合同企業説明会等)

・合同企業説明会等の実施手法(実施回数・規模・場所・内容、府内企業及び留学生等の集客方法、スケジュール、連携先等)や実施により見込まれる参加者数について具体的に提案すること。なお、オンラインで実施する場合は、オンラインであっても十分な効果が得られるような方策を具体的に提案すること。

イ 採用決定につながるための取組みの企画・実施

・合同企業説明会等の実施に際し、参加企業や参加留学生等に対して採用決定につながるためにコンサルテーション等を行うこと(参加前後のカウンセリングやフォローアップなど)。

【提案事項6】マッチングの取組み(コンサルテーション等の工夫)

・留学生等の採用決定につながるために行うコンサルテーションや工夫について具体的に提案すること(実施の方法や頻度、回数など)。

④ 内定者に対する採用決定後フォローアップの実施

本事業で実施するマッチングの取組みを通じて、府内企業から内定を得た留学生等が本採用後に企業でスムーズに働きはじめることができるよう、採用決定後本採用までの間において、採用予定の留学生等に対し必要なフォローアップを行う。

<留意事項>

・内定者に対して、下記⑤の採用者コミュニティへの参加を促すこと。

【提案事項7】内定者へのフォローアップ

・府内企業に内定した留学生等に対して本採用までの間に実施するフォローアップについて、個別対応に加え、より効果的なフォローアップを具体的に提案すること(実施の方法や頻度、回数など)。

⑤ 採用者コミュニティの運営と採用者交流会の開催

「令和5年度外国人材受入加速化支援事業」及び本事業により府内企業に採用した外国人留学生等の府内企業での定着を促進するため、府内企業で働く外国人同士や採用企業同士が参加する採用者コミュニティの運営を行うとともに、ロールモデル活動「大阪で働く魅力の発信」の実施及び採用者交流会を開催すること。

く参考> -

採用者コミュニティ及び採用者交流会については、入社1年目の新入社員を中心に、府内企業への定着 支援として行うもので、以下を想定している。

(1)採用者コミュニティ

①対象:

- •「令和5年度外国人材受入加速化支援事業」及び本事業の採用者等の府内企業で働く外国人材
- ・外国人採用している府内企業
- ※対象者の情報は大阪府より提供する。

②ロールモデル活動:「大阪で働く魅力の発信」

本事業や「海外人材アプローチ支援事業」 の合同企業説明会等において、府内企業で活躍する外国人社員として登壇してもらい、大阪で働く魅力についてプレゼンを行う。

ア プレゼン内容

大阪が外国人材にとって、いきいきと働ける、活躍できるまちというプラスイメージをもってもらえるような 内容

(コンセプト例)

活躍·将来性	働く環境や生活について
・万博を契機にイノベーション、ビジネスが生まれる	・D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)が進んで
など、新しいチャレンジができる	いる
働きがいをもって仕事ができる	・大阪での生活やプライベートの充実
キャリアアップや成長できる	

イ 登壇機会

- ・「海外人材アプローチ支援事業」合同企業説明会、事業セミナー等:12回(1回3名程度参加)
- •その他、本事業の合同企業説明会や外国人材受入に関するセミナー等
- ※登壇者には、適切な謝金を支払うこと(1回1万円程度を想定)
- ※「海外人材アプローチ支援事業」での登壇時期については、大阪府より通知する。
- ※登壇回数は「海外人材アプローチ支援事業」で予定する 12 回以上とし、その他の登壇機会については、適宜設定すること。

(2)採用者交流会

- ①回数:年度内2回程度
- ②場所:大阪府内
- ③規模:1回最大200名参加、原則対面実施
- ④コンテンツ(例)
 - 活躍事例の共有
 - 採用者・採用企業同士の交流
 - ・ロールモデル活動「大阪で働く魅力発信」の方法検討(ワークショップの開催等)

【提案事項8】採用者への定着支援

・入社1年以内の新入社員の職場への定着に資するような、採用者コミュニティの運営、ロールモデル活動の実施方法、採用者交流会の企画(開催時期、交流会内容など)について具体的に提案すること。

⑥ 成功事例集の作成

本事業におけるマッチングの取組みにより留学生等の採用につながった府内企業のうち、成果の高い又は特徴的な事例について、当該企業に対し取材を行い、事例集としてまとめること(10事例)。

なお、本事例集に記載された内容は HP 等において対外的に発信することを予定しているため、レイアウト等を工夫すること。また、取材先に対し、内容(写真等画像を含む)が公表されることについてあらかじめ了承を得ておくこと。

<留意事項>

- ・取材先については、大阪府と事前に調整の上、決定すること。
- ・1事例あたり、A4サイズ2頁程度の情報量を想定。
- ・掲載する情報は、企業基本情報(企業名、業種、設立年月日、資本金、社員数など)の他、外国人材(留学生に限らない)の採用経験の有無、外国人材採用を検討するに至ったきっかけ、今回の採用にあたっての課題、課題解決に向けてとったアプローチ方法、外国人社員の定着に向けた取組、企業(経営者や人事・採用担当者等)や従業員の声など。

【提案事項9】 成功事例集

成功事例集に掲載すべき情報について現状課題を踏まえ提案すること。

⑦ 留学生等の府内企業への就職・定着促進にあたってのニーズ・課題の把握、報告書の作成

留学生等の府内企業への就職と就職後の定着にあたってのニーズや課題を把握するため、本事業の参加企業や参加留学生等にアンケート調査を行い、その結果をまとめ報告すること。

<留意事項>

- •アンケート調査の内容は別途大阪府と協議を行うこと。
- ・事業実施にあたっての課題の概略を把握することを目的としているため、令和6年10月上旬までに 報告すること。
- ・アンケート調査は、採用者コミュニティの対象者に対しても行うこと。

7 業務実施上の留意点

(1) 関係法令等の遵守

職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)や労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、障害者の雇用の 促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)等の関係法令及び関連通知を遵守すること。

(2) 経費の取扱い

① 参加費用等

本業務で実施する合同企業説明会等の参加費用(名称を問わず参加者から徴する費用)については、原則、参加企業及び参加留学生等から徴収しないこととする。但し、大阪府と協議の上、必要に応じ実費相当額の負担を企業に求めることは妨げない。

なお、参加費用を有料とする場合は、事前に収支計画を提出し、実施後には実績を報告すること。

② 精算

本業務に係る経理と他の経理を明確に区分し、業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支 精算書を提出して、大阪府の確認を受けること。なお、収入と経費支出の確認方法については、大阪府と 本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

(3) 大阪府の指示への対応等

- ・業務の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施・対応すること。
- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。特に、チラシやホームページなど、 外部に公表する場合などにあっては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により実施内容の変更の必要が生じた場合は、府と協議のうえ 内容を見直すとともに、参加者や関係者に速やかに周知すること。
- ・業務の実施にあたっては、障がいのある人に配慮すること。
- ■大阪府障がい者差別解消ガイドライン:

https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html

■ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン(WCAG)2.0:

https://waic.jp/docs/WCAG20/Overview.html

■色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン:

https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/

8 報告・分析等

- (1) 業務の進捗については、日常的な報告に加え、原則、毎月 10 日までに前月の業務実施状況(月報)を書面で報告すること。なお、報告内容・様式については事前に大阪府と調整すること。なお、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。
- (2) 令和7年1月~2月頃、全ての参加企業、参加留学生等に対しアンケート調査を行い、本業務の実施にあたっての企業側・留学生等側それぞれのニーズ、実際に生じた課題、今後の改善策等を把握し、業務実施報告書に盛り込むこと。また、参加留学生等については、卒業後の進路についても調査し、事業目標に対する達成状況を報告すること。なお、報告内容については事前に大阪府と調整すること。
- (3) その他、大阪府は必要に応じ、現状把握や効果検証の観点から実績報告や業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

9 再委託

再委託は原則禁止とする。

但し、業務の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、下記「再委託の承認」に基づき、大阪府から承認を得れば、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、提案内容に明記すること。

- ◆再委託の承認 「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針(抜粋)」
- (1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することと する。
 - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

実施にあたっては、上表及び下表に基づき、大阪府と事前に協議し、承認を得ること。

◆承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

10 財産取得

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。

※パソコン、机等什器は適正な価格のレンタルが望ましい。

11 書類の保存

全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

12 業務完了後の提出物

業務終了後、業務実施報告書を大阪府に提出すること(詳細は大阪府と協議すること。)。 また、本事業の参加者(府内企業及び留学生等)の登録情報を提出すること。

13 権利義務の帰属

(1) 成果品の帰属等

本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。

- (2) 特許権、著作権等
 - ・委託業務の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は大阪府に帰属する。
 - 受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作者人格権を行使しない。
 - ・受注者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受注者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

14 その他

- (1) 契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 業務開始時までに業務実施計画書(業務スケジュール)を大阪府へ提出すること。
- (3) 業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、受注者は当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (4) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案事業者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容(経費含む)まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大阪府条例第60号)その他法令に定めるもののほか、大阪府が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受注者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。
- (7) 大阪府は、委託期間中、委託業務の実施状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (8) その他、業務の実施に際しては大阪府と協議し、実施すること。